

総合共済

傷害総合保険 特約

<保険期間の初日が 2026 年 4 月 1 日からのご契約>

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当会社は、この特約に従い、普通保険約款または付帯された他の特約の保険金を支払わない場合の事由の規定中、

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 | |)」

とあるのは

「戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注 | |)。ただし、テロ行為(注 | |)を除きます。

(注 | |) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。」

と読み替えて適用します。

第2条（この特約の解除）

当会社は、前条の規定中のテロ行為に関する危険が著しく増加し、この特約の引受範囲（注）を超えることとなった場合は、保険契約者に対する書面による48時間以前の予告により、この特約を解除することができます。

（注） この特約の引受範囲

この特約を引き受けできる範囲として、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定による解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款または付帯された他の特約の規定を準用します。

通院保険金対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第7条（通院保険金の支払）の規定により支払われる通院保険金を支払いません。

入院保険金および手術保険金対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第2章傷害条項第6条（入院保険金および手術保険金の支払）の規定により支払われる入院保険金および手術保険金を支払いません。

被害事故対象外特約

当会社は、この特約により、普通保険約款第3章被害事故補償条項の規定により支払われる保険金を支払いません。

救援者費用等補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(注2)をいいます。 (注1) 捜索 捜索、救助または移送をいいます。 (注2) 被保険者の親族 これらの者の代理人を含みます。
現地	事故発生地または被保険者の収容地をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、その費用の負担者に保険金を支払います。
- ① 保険期間中に、被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合
 - ② 保険期間中に、急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
 - ③ 保険期間中に被保険者の居住の用に供される住宅(注1)外において被った普通保険約款第2章傷害条項第1条（保険金を支払う場合）の傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合または継続して14日以上入院(注2)した場合
- (2) (1)の③の入院期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注3)であるときには、その処置日数を含みます。

(注1) 住宅

保険証券記載の住宅をいい、その敷地を含みます。

(注2) 入院

他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師(注4)が必要と認めた場合にかぎります。

(注3) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

(注4) 医師

被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下この特約において

同様とします。

第3条（費用の範囲）

前条(1)の費用とは、次の①から⑤までに掲げるものをいいます。

① 搜索救助費用

遭難した被保険者を搜索する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 交通費

救援者の現地までの汽車、電車、船舶、航空機等の1往復分の運賃をいい、救援者2名分を限度とします。ただし、前条(1)の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊料

現地および現地までの行程における救援者のホテル、旅館等の宿泊料をいい、救援者2名分を限度とし、かつ、1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)の②の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な搜索もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から被保険者の住所(注1)に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から被保険者の住所(注1)もしくはその住所(注1)の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注2)をいいます。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰宅のための運賃はこの費用の額から控除します。

⑤ 諸雑費

救援者の渡航手続費(注3)および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等をいい、次のア、またはイ、のいずれかの金額を限度とします。

ア、これらの費用が、被保険者が日本国外において前条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した場合は、20万円

イ、これらの費用が、被保険者が日本国内において前条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した場合は、3万円

(注1) 住所

保険証券記載の住所をいいます。

(注2) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合は、その費用を含みます。

(注3) 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次の①から⑭までのいずれかに該当する事由によって第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、保険金を支払いません。

① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失

② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。

③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

④ 被保険者が次のア、からウ、までのいずれかに該当する間に生じた事故

ア、法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間

イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車

等を運転している間

ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に定める指定薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間

- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
- ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注3)
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑪ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑫ ⑨から⑪までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間に生じた事故
山岳登山(注6)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注7)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

- (2) 当会社は、頸部症候群(注8)、腰痛その他の症状で、被保険者がその症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条（保険金を支払う場合）(1)の③の入院をしたことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注5) 核燃料物質(注4)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注6) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

(注7) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

(注8) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条（保険金の支払額）

当会社は、第3条（費用の範囲）の費用のうち、社会通念上妥当と認められる部分についてのみ保険金を支払います。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合は、その支払を受けた金額に対しては、保険金を支払いません。

第6条（支払保険金の限度）

当会社が支払うべき保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額(注1)をもって限度とします。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、契約年度(注2)ごとに保険金額(注1)をもって限度とします。

(注1) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。

(注2) 契約年度

初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。

第7条（事故の発生）

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを知ったときは、次の①から⑦までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 第2条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した日からその日を含めて30日以内に次のア、またはイ、に掲げる事項を当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ア、第2条(1)の①または②の場合は、行方不明もしくは遭難または事故発生の状況
 - イ、第2条(1)の③の場合は、事故発生の状況および傷害の程度
 - ② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ③ 第2条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことによって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ④ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。
 - ⑤ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の①から⑦までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1)の①、⑤、⑥または⑦に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)の②に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ③ (1)の③に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ④ (1)の④に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを

告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みません。

第8条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までに掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことを証明する書類
 - ④ 保険金の支払を受けようとする第3条（費用の範囲）①から⑤までに掲げる費用のそれぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類
 - ⑤ その他当会社が次条(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または費用の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第9条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、費用または傷害の発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、費用の額または傷害の程度、事故と費用または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、費用について保険契約者、被保険者または被保険者の親族が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から④までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から④までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から④までに掲げる日数

①から④までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

- 第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条（代位）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項
- ② 第3章被害事故補償条項
- ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）、第12条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）の表の危険の規定中「傷害または損害の発生の可能性」とあるのは「費用の発生の可能性」
- ② 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事由により発生した費用」
- ③ 同条項第2条（告知義務）(3)の③の規定中「当会社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故が発生する前に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事由のいずれかに該当する前に」
- ④ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事由のいずれかに該当した後に」
- ⑤ 同条項第2条(5)の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる事由のいずれかに該当したことにより発生した費用」
- ⑥ 同条項第9条（重大事由による解除）(1)の①の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用」

- ⑦ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第8条（保険金の請求）(1)に定める時」

第14条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の③の規定中「被保険者の居住の用に供される住宅(注1)」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「住所(注1)」とあるのは「住所」と読み替えて適用します。

第15条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の③の規定中「被保険者の居住の用に供される住宅(注1)」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「住所(注1)」とあるのは「住所」と読み替えて適用します。

第16条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第2条（保険金を支払う場合）(1)の③の規定中「被保険者の居住の用に供される住宅(注1)」とあるのは「被保険者の居住の用に供される住宅」、第3条（費用の範囲）④の規定中「住所(注1)」とあるのは「住所」と読み替えて適用します。

第17条（重大事由による解除に関する特則）

当会社は、普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(2)、(3)、(注2)および(注3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

「

- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
- ① 被保険者が、(1)の③のア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
- ② 保険金を受け取るべき者が、(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除がこの特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当した後になされた場合であっても、第11条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の①から⑤までの事由または(2)の①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までこの特約第2条(1)の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等(注2)が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア. からオ. までのいずれにも該当しない保険契約者等(注3)に生じた費用については適用しません。

（注2） 保険契約

(2)の①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)の②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約者等

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

」

第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

個人賠償責任補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
運行不能	正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいい、情報の流布(注)のみに起因するものを除きます。 (注) 情報の流布 特定の者への伝達を含みます。
軌道上を走行する陸上の乗用具	汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバス(注)をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバーリフト等座席装置のないリフト等は含みません。 (注) ガイドウェイバス 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。なお、専用軌道のガイドに沿って走行している間にかぎり、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
ゴルフ場敷地内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地(注)をいい、駐車場および更衣室等の附属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。 (注) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	被保険者の居住の用に供される住宅(注1)または被保険者が所有する被保険者以外の居住の用に供される住宅(注1)をいい、住宅敷地内(注2)の動産および不動産を含みます。 (注1) 居住の用に供される住宅 別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。 (注2) 住宅敷地内 囲いの有無を問わず、住宅の所在する場所およびこれに連続した土地(注3)で、同一の被保険者によって占有されているものをいいます。 (注3) 連続した土地 公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
受託品	被保険者が日本国内において正当な権利を有する者から受託した財物のうち、被保険者が管理するものをいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
損壊	滅失、汚損または損傷をいいます。
他の保険契約等	第2条（保険金を支払う場合）の全部または一部に対して支払責任が同

	じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	第2条（保険金を支払う場合）に規定する保険金をいいます。
本人	普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が、次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故(注1)による他人の身体の障害、他人の財物の損壊もしくは盗取(注2)または軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

- ① 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 被保険者の日常生活(注3)に起因する偶然な事故

(注1) 次の①または②のいずれかに該当する偶然な事故
以下この特約において「事故」といいます。

(注2) 盗取
財物が受託品の場合にかぎります。

(注3) 日常生活
住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当社は、次の①から⑥までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- ⑤ ④以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑥ ②から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

(2) 当社は、被保険者が次の①から⑨までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物が受託品でない場合は、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ② 第5条（被保険者の範囲）に定める者およびこれらの者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ③ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、その使用人が被保険者の家事使用人である場合を除きます。
- ④ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑤ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑥ 主として被保険者の職務のために使用される動産または不動産(注5)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶および車両(注6)または銃器(注7)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- (3) 当社は、被保険者が負担する罰金、違約金および懲罰的賠償金に対しては、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 不動産

住宅の一部が主として被保険者の職務のために使用される場合は、その部分を含みます。

(注6) 船舶および車両

次の①から④までのいずれかに該当するものを除きます。

① 主たる原動力が人力であるもの

② ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カート

③ 身体障害者用の車(注8)および歩行補助車で、原動機を用いるもの

④ 移動用小型車および遠隔操作型小型車

(注7) 銃器

空気銃を除きます。

(注8) 身体障害者用の車

身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障害者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する受託品の損壊または盗取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 自動車(注1)、原動機付自転車、船舶(注2)、航空機(注3)、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品(注4)
 - ② 自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品(注4)
 - ③ 動物、植物等の生物
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書(注5)、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 通貨、小切手、印紙、切手、商品券、預貯金証書(注6)、手形その他の有価証券その他これらに類する物
 - ⑥ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、その他これらに類する物
 - ⑦ 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物
 - ⑧ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
 - ⑨ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
 - ⑩ 業務を行う者がその業務に関連して預託を受けている物
 - ⑪ 所持することが日本国の法令に違反する物
 - ⑫ 不動産(注7)

- ⑬ 門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物
- ⑭ 被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具
山岳登はん(注8)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注9)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動
- ⑮ 受託した地および時における受託品の価額が1個もしくは1組または1対(注10)で100万円を超える物(注11)
- ⑯ その他下欄記載の物

- ・ 移動電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン、タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
- ・ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器その他これらに類する物およびサングラス
- ・ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品
- ・ 漁具

- (2) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、次の①から⑧までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ② 被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した欠陥
 - ③ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のア、またはイ、のいずれかに該当する場合は保険金を支払います。
ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
 - ④ 自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等
 - ⑤ 偶然な外来の事故に直接起因しない、受託品の電気の作用に伴って発生した電気的事故または機械の稼働に伴って発生した機械的事故
 - ⑥ 建物外部から内部への雨、雪、^{ひょう}雹、みぞれ、あられまたは融雪水の浸入または吹き込み
 - ⑦ 受託品の置き忘れ(注12)または紛失(注13)
 - ⑧ 詐欺または横領
- (3) 当会社は、受託品の損壊または盗取について、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任
 - ② 直接であると間接であるとを問わず、被保険者がその受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(注14)
 - ③ 受託品について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したこと、または、本来の用途以外に受託品を使用したことに起因する損害賠償責任

- (注1) 自動車
被けん引車を含みます。また、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。
- (注2) 船舶
ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
- (注3) 航空機
飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(注9)、ジャイロプレーンを

いいいます。

(注4) 付属品

実際に定着(注15)または装備(注16)されているか否かを問わず、定着(注15)または装備(注16)することを前提に設計、製造されたものをいいいます。

(注5) 証書

公正証書、身分証明書等の一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいいます。
なお、旅券および運転免許証を含みます。

(注6) 預貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注7) 不動産

畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。

(注8) 山岳登山

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(注17)をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

(注9) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。

(注10) 1個もしくは1組または1対

付属品(注4)を含みます。

(注11) 1個もしくは1組または1対(注10)で100万円を超える物

ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。

(注12) 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいいます。

(注13) 置き忘れ(注12)または紛失

置き忘れ(注12)または紛失後の盗難を含みます。

(注14) 受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任

収益減少に基づく損害賠償責任を含みます。

(注15) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいいます。

(注16) 装備

備品として備え付けられている状態をいいいます。

(注17) ロッククライミング

フリークライミングを含みます。

第5条（被保険者の範囲）

(1) この特約における被保険者は、次の①から⑥までのいずれかに該当する者をいいいます。

① 本人

② 本人の配偶者

③ 本人またはその配偶者の同居の親族

④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(注1)。ただし、本人に関する事故にかぎります。

⑥ ②から④までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しないその者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(注2)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

(2) (1)の本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいいます。

- (注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者
本人の親族にかぎります。
- (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者
責任無能力者の親族にかぎります。

第6条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次の①から⑥までに掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。なお、損害賠償金には、判決により支払を命じられた訴訟費用および遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により取得するものがある場合は、その価額を控除するものとします。
- ② 第2条（保険金を支払う場合）の事故が発生した場合において、被保険者が第8条（事故の発生）(1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および同条(1)の④に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときの、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
- ⑤ 第10条（当会社による解決）(2)の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑥ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した次の費用
 - ア. 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
 - イ. その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

第7条（保険金の支払額）

当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 前条①の損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、その超過した額。ただし、保険金額(注)を支払の限度とします。
- ② 前条②から⑥までの費用についてはその全額。ただし、同条④から⑥までの費用は、同条①の損害賠償金の額が保険金額(注)を超える場合は、保険金額(注)の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

(注) 保険金額

保険証券記載のこの特約の保険金額をいいます。以下、この特約において同様とします。

第8条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑧までに掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況ならびにこれらの事項の証人となる者がある場合はその住所および氏名を事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 盗難による損害が発生した場合は、ただちに警察署へ届け出ること。
- ③ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全また

は行使に必要な手続をすること。

- ④ 事故によって生じた損害の発生および拡大を防止するため、自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ⑤ あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償の額を承認し、またはその他の費用を支出しないこと。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、ただちに当会社に通知すること。
 - ⑦ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)の①から⑧までに規定する義務に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)の①、②、⑥、⑦または⑧の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)の③の規定に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
 - ③ (1)の④の規定に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
 - ④ (1)の⑤の規定に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注) 他の保険契約等に関する事実の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みません。

第9条（当会社による援助）

当会社は、この特約により、被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

(注) 日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

第10条（当会社による解決）

- (1) 被保険者が日本国内において発生した賠償事故(注1)にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合は、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(注2)を行います。
- (2) (1)の場合は、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (3) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、(1)の規定は適用しません。
 - ① 1回の事故につき、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の総額が、保険金額を明らかに超える場合(注3)
 - ② 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
 - ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合

- ④ 保険証券に免責金額の記載がある場合は、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の免責金額を下回る場合

(注1) 日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續

弁護士を選任を含みます。

(注3) 保険金額を明らかに超える場合

保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を明らかに超える場合をいいます。

第11条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 日本国内において発生した賠償事故(注1)によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の事故につき、当会社が賠償事故について被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合

④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のア、またはイ、のいずれかに該当する事由があった場合

ア、被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明

イ、被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

(3) この特約において損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

$$\begin{array}{l} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\ - \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額} \\ - \text{保険証券に免責金額の記載がある場合はその免責金額} \end{array} = \text{損害賠償額}$$

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2)または(7)の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時(注4)以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。

(7) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、(2)および(6)の規定にかかわらず、1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額(注3)が保険金額を超えると認められる時以後も、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使できるものとし、また当会社は、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回

の事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額(注2)を限度とします。

- ① (2)④のア、またはイ、のいずれかに規定する事実があった場合
- ② 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人とも折衝することができないと認められる場合
- ③ 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合

(注1) 日本国内において発生した賠償事故

被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された事故を除きます。

(注2) 支払うべき保険金の額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(注3) 法律上の損害賠償責任の総額

同一事故につき既に当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(注4) 保険金額を超えると認められる時

保険証券に自己負担額の記載がある場合はその額との合計額を超えると認められる時をいいます。

第12条（保険金の請求）

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑩までに掲げる書類または証拠のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、④については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 公の機関が発行する交通事故証明書
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書
 - ⑦ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
 - ⑧ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
 - ⑨ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑩ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めるもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求でき

- ない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合
 - ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類に事実と異なる記載をした場合
 - ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)、(3)または(5)の書類または証拠を偽造または変造した場合

(注1) 配偶者

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注2) 親族

普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第13条(保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または費用発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または費用との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤

までの事項の確認のための調査 60日

⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合
の日本国外における調査 180日

- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第14条(損害賠償額の請求および支払)

- (1) 損害賠償請求権者が第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを提出しなければなりません。ただし、②については、提出できない相当な理由がある場合は、その提出を省略することができます。

① 損害賠償額の請求書

② 公の機関が発行する交通事故証明書

③ 損害を証明する書類

④ 盗難による損害の場合は警察署の盗難届出証明書

⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書

⑥ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類

⑦ その他当会社が(4)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として当会社が交付する書面等において定めるもの

- (2) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、損害賠償請求権者に対して、(1)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (3) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(2)の規定に違反した場合または(1)もしくは(2)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

- (4) 当会社は、第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)または(7)のいずれかに該当する場合は、損害賠償請求権者が(1)の手続きをした日から前条の規定を準用して損害賠償額を支払います。

- (5) 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者

- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
- (6) (5)の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けた場合であっても、当会社は、損害賠償額を支払いません。
- (注1) 配偶者
普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。
- (注2) 親族
普通保険約款第1章用語の定義条項第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第15条(損害賠償請求権の行使期限)

第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第16条(仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第9条(当会社による援助)または第10条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合は、当会社は、1回の事故につき、保険金額(注1)の範囲内で、次の①から③までのいずれかの貸付けまたは供託を行います。
- ① 仮処分命令に基づく仮払金の、無利息による被保険者への貸付け
- ② 仮差押えを免れるための供託金または上訴の場合の仮執行を免れるための供託金の、当会社の名による供託
- ③ ②の供託金の、その供託金に付されると同率の利息による被保険者への貸付け
- (2) (1)の③により当会社が供託金を貸し付ける場合は、被保険者は、当会社のために供託金(注2)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定は、その貸付金または供託金(注2)を既に支払った保険金とみなして適用します。
- ① 第7条(保険金の支払額)①および②のただし書
- ② 第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)のただし書
- ③ 第11条(7)のただし書
- (4) (1)の供託金(注2)が第三者に還付された場合は、その還付された供託金(注2)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注2)または貸付金(注3)が保険金として支払われたものとみなします。
- (5) 第12条(保険金の請求)の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

- (注1) 保険金額
同一の事故につき既に当会社が支払った保険金または第11条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。
- (注2) 供託金
利息を含みます。
- (注3) 貸付金
利息を含みます。

第17条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第6条（支払保険金の範囲）の②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

第18条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 第2条（保険金を支払う場合）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第19条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第20条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって第7条（保険金の支払額）に定める保険金額が増額されるものではありません。

第21条（普通保険約款の適用除外）

この特約の規定が適用される場合は、次の①から③までの普通保険約款に掲げる規定は適用しません。

- ① 第2章傷害条項第2条（保険金を支払わない場合－その1）から第10条（他の身体の障害または疾病の影響）まで
- ② 第3章被害事故補償条項
- ③ 第4章基本条項第3条（職業または職務の変更に係る通知義務）、第12条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(1)の②および(4)、第17条（事故の通知）から第22条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）まで、第24条（代位）および第25条（死亡保険金受取人の変更）

第22条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第4章基本条項第1条（保険責任の始期および終期）(3)の規定中「事故(注2)による傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
- ② 同条項第2条（告知義務）(3)の③の規定中「当社が保険金を支払うべき傷害または損害の原因となる事故」とあるのは「この特約の事故」
- ③ 同条項第2条(4)の規定中「傷害または損害の原因となる事故の発生した後に」とあるのは「この特約の事故による損害が生じた後に」
- ④ 同条項第2条(5)の規定中「発生した傷害または損害」とあるのは「発生したこの特約の事故」
- ⑤ 同条項第9条（重大事由による解除）の規定中「傷害または損害」とあるのは「この特約の事故による損害」
- ⑥ 同条項第23条（時効）の規定中「第20条（保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条（保険金の請求）(1)に定める時」

第23条（家族特約が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第24条（家族特約（夫婦用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（夫婦用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（夫婦用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第25条（家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合の取扱い）

- (1) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、同特約第2条（保険金を支払わない場合）および同特約第4条（当会社の責任限度額）の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された保険契約に家族特約（配偶者対象外用）が付帯された場合は、第1条（用語の定義）の表の本人の規定中「普通保険約款第1章用語の定義条項第1条（用語の定義）に規定する被保険者」とあるのは「家族特約（配偶者対象外用）第1条（用語の定義）に規定する本人」と読み替えて適用します。

第26条（交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に交通傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第27条（自転車傷害危険のみ補償特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に自転車傷害危険のみ補償特約が付帯された場合は、同特約第3条（保険金を支払わない場合）の規定は適用しません。

第28条（重大事由による解除に関する特則）

保険契約者または被保険者が普通保険約款第4章基本条項第9条（重大事由による解除）(1)の③のア．からオ．までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③のア．からウ．までまたはオ．のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 普通保険約款第4章基本条項第9条(1)の③のア．からウ．までまたはオ．のいずれかに該当する被保険者に生じた第6条（支払保険金の範囲）の①に規定する損害賠償金の損害

第29条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

保険料分割払特約（一般団体用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
年額保険料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分割保険料	年額保険料を保険証券記載の回数に分割した金額をいいます。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、年額保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回以降の分割保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、保険契約者は、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第3条（第1回分割保険料領収前の事故）

当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険契約者が前条(2)の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、第1回分割保険料を領収した時までの期間中にこの保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき

第4条（第2回分割保険料不払の場合の特則）

- (1) 保険契約者が分割保険料を口座振替によって払い込む場合で、第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回分割保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用される場合であっても、第3回以降の分割保険料の払込期日は変更しません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

- (1) 保険契約者が第2回以降の分割保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込みを怠った場合において、当会社は、次の①または②に該当するときは、保険金を支払いません。
 - ① その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由の原因が被保険者に発生していたとき
 - ② その分割保険料の払込期日の翌日以降に、この保険契約で定める保険金支払事由が被保険者に生じていたとき
- (2) 保険契約者が(1)の分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなか

ったと当会社が認めた場合は、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」とあるのを「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。

第6条（分割保険料不払の場合の解除）

- (1) 当会社は、次の①に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、次の②に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

① 当会社が保険契約を解除できる場合	ア. 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合 イ. 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
② 解除の効力が生じる時	ア. ①のア. による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日 イ. ①のイ. による解除の場合は、次回払込期日

- (2) 当会社は、(1)の解除を行う場合は、保険契約者に対する書面により解除の通知を行います。

第7条（保険料の取扱い）

次の①から⑥までのいずれかの事由により保険料の返還または請求を行う場合は、当会社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに次の①から⑥までの保険料を返還または請求します。

	事由	保険料の返還または請求方法
①	普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
②	職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料率を変更する必要があるとき	変更前料率(注2)と変更後料率(注3)との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
③	普通保険約款第4章基本条項第6条（保険契約の失効）の規定により保険契約が失効となった場合	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注4)との差額を返還または請求します。ただし、普通保険約款第2章傷害条項第4条（死亡保険金の支払）(1)およびこの保険契約に適用される他の特約の規定に従い支払われる死亡保険金について、当会社が1被保険者についてその保険金額を支払うべき傷害が生じたときは、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料(注4)の全額を一時に払い込まなければなりません。
④	次のア. からキ. までのいずれかの規定により、この保険契約が解除となった場合 ア. 普通保険約款第4章基本条項第2条（告知義務）(2) イ. 同条項第3条（職業または職務の変更に関する通知義務）(5) ウ. 同条項第8条（保険契約者に	未経過期間に対応する保険料と未払込分割保険料(注4)との差額を返還または請求します。

	による保険契約の解除) エ. 同条項第9条(重大事由による解除)(1) オ. 同条項第9条(2) カ. 同条項第10条(被保険者による保険契約の解除請求)(2) キ. 同条項第10条(3)	
⑤	前条(1)の規定により、この保険契約が解除となった場合	既に払い込まれた既経過期間に対応する保険料は返還しません。
⑥	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社へ通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき	変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(注1) 職業または職務の変更の事実

普通保険約款第4章基本条項第3条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実をいいます。

(注2) 変更前料率

変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。

(注3) 変更後料率

変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。

(注4) 未払込分割保険料

年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第8条(返還保険料の取扱い)

(1) 当会社が、保険契約者に対して、保険料を返還する場合において、この保険契約の分割保険料が口座振替の方法により払い込まれているときは、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座(注)への振込みによって保険料を返還することができるものとします。

(2) (1)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合は適用しません。

(注) 指定口座

保険契約者の指定する口座をいいます。

第9条(家族特約が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約が付帯された場合は、第7条(保険料の取扱い)③の規定中「1被保険者について」を「1家族全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第10条(家族特約(夫婦用)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(夫婦用)が付帯された場合は、第7条(保険料の取扱い)③の規定中「1被保険者について」を「1夫婦全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその夫婦」と読み替えて適用します。

第11条(家族特約(配偶者対象外用)が付帯された場合の取扱い)

この特約が付帯された保険契約に家族特約(配偶者対象外用)が付帯された場合は、第7条

（保険料の取扱い）③の規定中「1 被保険者について」を「1 家族全員について」、「その保険金が支払われるべき被保険者」を「その保険金が支払われるべきその家族」と読み替えて適用します。

第12条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。